

『AV 出演被害防止・救済法』に対する 11 月 2 日付文書について

2022 年 11 月 4 日

認定 NPO 法人ヒューマンライツ・ナウ

当団体の 10 月 28 日付文書に対し、11 月 2 日付で御党より文書をいただきました。しかしながら、御党の回答は、当団体の懸念や指摘に応えるものではありません。

当団体が懸念しているのは、10 月 28 日付文書「2」においては、深刻な AV 被害が根絶されたことを示すエビデンスがないこと、性暴力被害者や AV 出演被害者が多くの場合、NO と言えないまま深刻な被害にあっていること、「3」においては、契約から撮影まで、撮影から公表までの期間制限がないため、権利行使が可能な機関が保障されないまま各種権利を現実に行使できないこと、「4」においては一年という期間の間、包括契約を締結することを許容することがいかに深刻な被害を生むか、ということです。

とりわけ、AV 被害者の多くは、契約書にサインさせられ、それを口実に追い詰められていくのであって、御党が主張される書面による承諾によって被害を防止することはできません。消費者被害や旧統一教会による霊感商法や高額献金も、書面による承諾を条件とすれば被害は根絶できるとお考えなのでしょうか。再度、御党が軽視されていると思われる、当団体の指摘部分をハイライトしましたので、御党には再考を求めるものです。

1 はじめに

「日本維新の会案」は、ひとたび AV 出演を承諾して作品が公表された者との関係では、『AV 出演被害防止・救済法』が規定する、① 契約から撮影までの 1 か月の期間制限、② 撮影から公表までの 4 か月の期間制限に関する同法の規定を適用除外とし、また、③ 1 年を限りとして包括契約を締結できるとするものです。

このような提案は、第 208 回通常国会でほぼ全会一致で成立した『AV 出

演被害防止・救済法』を骨抜きにし、AV 出演被害の防止と救済を妨害する深刻な結果をもたらします。

2 被害実態と乖離した被害者に自己責任を課す改正案であり、『AV 出演被害防止・救済法』と相いれません。

そもそも、最初の機会に NO と言えなかった被害者には永久に法の保護が適用除外されるとする改正は、被害の実情を考慮しないものであり、被害者保護を目的とする法の精神に著しく反します。

AV 出演被害に限らず、性暴力の被害実態を鑑みれば、性暴力被害者が、地位関係性や脆弱性に付け込まれ、継続的な性被害に遭い続ける事例が多いことは広く知られた事実です。

とりわけ、AV 出演被害は、プロダクションとの間で有期契約を締結した被害者が、地位関係や契約上の強制力を背景として出演を求められる結果、NO と言うことが困難なまま継続的な被害に遭い続ける危険性が高いことに留意すべきです。

当団体の調査の結果、AV 出演被害の特性として、業界関係者との間の圧倒的な力関係の差や交渉力の違い、恐怖や洗脳、周囲からの孤立などから、撮影においても、作品公表までの間も、出演拒否や権利行使をすることが難しく、被害が長期化しがちであることが明らかになっています¹。

被害者の多くは、18歳から20代前半の社会経験に乏しい女性であり、AV 業界との間で対等な交渉能力を有しておらず、法律についての知識が不足していることにも付け込まれて被害に遭ってきました。

所属する AV プロダクションから、契約上の義務を課されるだけでなく、圧倒的な力関係の差から精神的にコントロールされ、到底 NO と言えずに出演を余儀なくされ、被害に遭い、数年間にわたって奴隷的拘束状態で深刻な被害に遭い続ける被害者が存在します。

被害者は、ひとたび出演すると、親からも友人からも疎遠にされ、学校や職場、地域社会からも孤立し、誰にも助けを求められない状況下で被害が深刻化していきます。生活や精神面での困難を抱える脆弱な被害者も多いため、相談

¹ ヒューマンライツ・ナウ調査報告書「強要されるアダルトビデオ撮影 ポルノ・アダルトビデオ産業が生み出す、女性・少女に対する人権侵害 調査報告書

機関につながったり、弁護士に依頼することも容易ではありません。出演経験が長くなる結果、業界から抜け出せなくなってそこにしか居場所がなくなり、拷問・凌辱、暴力、マニア向けなど過酷な出演を余儀なくされるケースもあり、心身にダメージを受け、心的外傷に長年苦しむ被害者もいます。

こうした被害は、当団体が 2016 年の調査報告書公表に先立つ調査で確認してきたものですが、こうした被害実態がすべて根絶されたことを証明できるエビデンスは存在しません。支援団体からは、今も被害が広がっているとの訴えがあります。御党におかれてはまず、こうした調査に表れた被害実態から実態を真摯に学んでいただきたいと思ます。

「日本維新の会案」は、AV 被害や、性暴力被害の実態に対する無理解から、最初の機会に NO と言えなかった被害者から、永遠に『AV 出演被害防止・救済法』による保護を受ける権利を剥奪するというものであり、NO と言えなかった被害者に自己責任を強いる案であって、到底受け入れがたいものです。

3 期間制限を適用除外とすることは『AV 出演被害防止・救済法』全体に看過できない深刻な影響を生じさせます。

「日本維新の会案」が想定する 1 か月の期間制限、4 か月の期間制限について適用除外との案は、必ずしもどの条文を改正するか具体的に明らかにしていません。1 か月の期間制限とは第 7 条 1 項、4 か月の期間制限とは 9 条のことでと解されますが、影響はこの条文にとどまりません。

1 か月の期間制限を適用除外とする結果、4~6 条が定める契約書の締結・交付説明文書の交付は撮影当日でもよく、極端に言えば撮影の事後であっても法に触れないこととなります。これでは、事前に納得しないまま撮影被害に遭うことを防止しようとする AV 被害防止・救済法の趣旨がほとんど骨抜きにされてしまいます。

AV では、撮影において実際の性行為が行われている実態があることに鑑みれば、行われる性行為について出演者に事前に説明し、同意を得ることは、意に反する性行為を強いる事態を防ぐために極めて重要です。また、作品の公表範囲や出演者の権利保護（性行為を拒絶できること、健康、安全、衛生の権利、取消、解除権など）についても事前に出演者に説明し、同意を得ることが重要です。

ところが、「日本維新の会案」ではひとたび異議なく作品公表に至った出演者は、例外なくこうした権利が一切奪われることとなります。このような改正

によって、撮影における意に反する性被害が発生する危険性が高くなることに
対して、どのように責任を取られるのでしょうか。

また、4か月の期間制限が適用除外になれば、撮影の翌日の公表すらあり得
ることになり、第8条に定められた作品のチェックもできなくなります。

さらに重大なことは、公表までの期間制限がなくなることで、作品の公表に
対する取消、解除、任意解除の権利も実際上行使することができなくなるこ
とです。第7~9条の違反に関する第12条の解除権行使条文が適用除外になるう
え、被害救済にとって画期的な条文である13条の任意解除権についても、期間
制限を撤廃した結果、事実上、行使ができなくなることになります。

ひとたび映像が流出すれば、インターネットに氾濫する性行為動画の拡散を
完全に止めることは極めて困難です。自身の性行為動画がインターネットで拡
散し続ける被害によって極めて深刻な心の傷を負い、自殺者まで出ているこ
とを踏まえて『AV出演被害防止・救済法』が制定された経緯に鑑みれば、作品
公表前の解除権行使が実質上不可能になるような、期間制限の撤廃を容認す
ることの重大性は明らかです。

また、「日本維新の会案」は、「初回の出演作品が取り消され、解除される
ことなく公表に至っていること」を適用除外の条件としていますが、13条の任
意解除権は、施行後当面2年間は作品公表後2年間、その後も作品公表後1年
間行使できると規定されています。また、11条の取消、12条の解除は、5年間
行使することが可能です。すなわち、この法律は、被害者は公表後もNOと言
って被害回復を図ることを可能としています。これらは、即座に拒絶できない
まま長期化しがちなAV被害の実情を十分に反映した仕組みといえます。

このように、「日本維新の会案」は、作品公表後も解除・取消を可能とする
『AV出演被害防止・救済法』の趣旨を没却して、作品公表の瞬間に至れば直
ちに「何らトラブルがない事案」とみなし、その後の作品について、法
律による被害防止と救済の規定のほとんどを適用除外にするものであり、到底
容認できません。

4 包括契約は『AV出演被害防止・救済法』の趣旨に反します。

1年を限りとする包括契約が可能とする提案も到底容認できません。包括契
約は、ひとたび包括的にAV出演を承諾すれば、いかなる作品であっても、ど
んな性行為であっても、契約上の履行強制を可能とするものであり、意に反す
る出演強要の温床となるものです。

2015年9月、東京地裁は、AV出演を断った被害者に対し、プロダクションが2460万円の違約金請求を行った事件について、プロダクションの請求を棄却しましたが²、このケースではプロダクションとメーカーが被害者に無断で、被害者を主演とする10本の出演契約を締結し、被害者が拒絶しても出演を強要しようとしていました。本件はたまたま被害者が拒絶できた事案ですが、断れない被害者もいるはずです。AVの包括契約を容認することはこうした被害を助長することです。

1年間にもわたって出演者を奴隷的な拘束状態に置くことを法律が認めることは人倫にもとり、基本的人権に反し、到底容認できません。

5 結論

以上の次第であって、「日本維新の会案」は『AV出演被害防止・救済法』の趣旨からも被害者救済からも遠く、到底容認できないものです。

このような提案をされる御党は、深刻な性暴力被害であるAV被害の実態を踏まえて制定された本法の趣旨を真摯に理解しているとは到底考え難く、今一度、AV出演被害の実態に学び、提案を断念されることを切に申し入れるのもです。

そして、基本的人権尊重の立場に立ち、性暴力被害者に自己責任を押し付けるのではなく、被害救済を推進することを求めます。

AV被害の当事者は、社会において圧倒的に脆弱な立場に置かれ、声を上げにくく、心身ともに傷ついています。表に出てこれない、声を上げることのできない被害者が確実に日本社会に存在することを理解していただきたいと思えます。

こうした被害実態に学び、AV出演被害根絶のために活動されるよう求めるものです。

以上

² https://abhp.net/alacarte/Alacarte_AV_900000.html